

**令和5年度山形県サービス管理責任者研修（実践研修）  
及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修） 実施要領**

**1 目 的**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

**2 主 催** 山形県

**3 主 管** 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

**4 受講対象者**

**研修に必要な全日程を受講できる方で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者**

- (1) サービス管理責任者研修（基礎研修）又は児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者、又は従事しようとする者。
- ※ ただし、2ページに定める一定の要件を満たした場合には、例外的に「6月以上」の実務経験で受講可能とする。
- (2) 平成31年4月1日において、旧カリキュラム（平成30年度以前）のサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、同日以降に相談支援従事者研修（初任者研修又は特別研修）修了者となった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。（本研修の受講日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。）

**留意点**

◎令和元年度から令和3年度までにサービス管理責任者研修（基礎研修）又は児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）修了者であって、現在『みなし』としてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者は、基礎研修修了者となった日から、3年を経過する日までの間に実践研修修了者となる必要があります。

## 「6月以上」のOJTで実践研修を受講できる緩和措置について

以下の(1)～(3)の要件を全て満たす者は、実践研修受講に必要な「実務経験※」の期間が「基礎研修終了後6月以上のOJT」に緩和されますので実践研修を受講することができます。

※ 緩和措置における実務経験として認められるのは、個別支援計画の【原案】の作成業務への従事又は「みなし配置」の期間のみです。この期間中に、個別支援計画作成の一連の業務を概ね10回以上行う必要があります。

- (1) 基礎研修の受講開始時点で既にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事できる実務経験要件を満たしていること。(別添1、別添2を参照)
- (2) 指定障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画(原案)の作成の一連の業務に6月以上従事していること。(具体的には以下の①～②のいずれかに該当している必要がある。)
  - ① サービス管理責任者等が設置されている事業所において、個別支援計画の「原案」作成までの一連の業務に従事していること。
  - ② やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等としてみなし配置し、個別支援計画作成の一連の業務に従事していること。
- (3) 上記業務に従事することについて、指定権者(行政)へ届出を行うこと。

※ 指定権者については3ページの表を参照

※ 9月19日(火)まで届出の写しを社会福祉法人山形県社会福祉事業団あて御提出ください。届出の写しを提出できない場合や不備がある場合は申込みを受理できませんので御注意ください。

※ **上記に満たない場合は、申込を受理できませんので御注意ください。**

## 5 研修日程、会場

今年度は、講義+演習の計4日間の研修となります。

庄内会場、村山会場のいずれかを受講ください。(研修内容は同じです。)

①【庄内会場】 令和5年11月1日(水)、2日(木)、 令和5年11月30日(木)、12月1日(金)	【会場】 庄内総合支庁 講堂 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
②【村山会場】 令和5年11月15日(水)、16日(木)、 令和5年12月14日(木)、15日(金)	【会場】 山形県総合運動公園 大会議室 天童市山王1-1

※ 電子申請の申込フォームに受講希望会場を選択してください。ただし、申込状況によっては、必ずしも希望する会場になるとは限りません。

※ 会場や日程が変更になる場合があります。その際はあらためてお知らせします。

## 6 研修カリキュラム

正式なカリキュラムは受講決定後にお知らせします。

なお、研修には事前課題があります。課題については、受講決定後にお知らせします。

## 7 受講定員

144名(庄内会場72名、村山会場72名)とし、定員を超える申込があった場合は受講申込内容を基に次の点を考慮して選定します。

- ① 山形県内の事業所で従事されている方。
- ② 経過措置期間中サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者としてみなす者で、今年度に

受講しなければサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の要件を欠いてしまう方のうち、現在サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として配置されている方。

- ③ 今後新規事業（所）の開設予定がある、または既存の事業所に配置される者であって、配置予定年月が早い方。
- ④ 同一事業所から複数名の受講申込がある場合は、優先順位の高い方。

※ 申込状況により、受講をお断りする場合もありますので予め御了承ください。

## 8 受講申込

### (1) 申込に係る注意事項

- ◇ 先着順ではございません。
- ◇ 同一事業所から複数名の申込みを行う場合は、必ず優先順位を付してください。
- ◇ 書類様式を変更した申込は無効となりますので御注意ください。
- ◇ 受講決定後の受講者の変更はできません。
- ◇ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、電子申請の入力項目に御記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合がありますので、御了承ください。
- ◇ 研修修了後、事業所に配置される際には、別途、指定権者による実務経験の内容について審査等が行われますのであらかじめ御了承願います。

事業所の所在地	指定権者
山形市	山形市指導監査課
村山地域（山形市以外）	村山総合支庁地域健康福祉課
最上地域	最上総合支庁地域健康福祉課
置賜地域	置賜総合支庁地域保健福祉課
庄内地域	庄内総合支庁地域保健福祉課

### (2) 申込方法

**電子申請と必要書類等送付の両方の申込が必要です。**

#### 1. 「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」で電子申請してください。

受講希望者 1 名につき 1 回の電子申請が必要です。電子申請の完了後、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎に【申込完了通知メール】が自動発信されます。

**電子申請の流れ** 「**電子申請の手順**」を参照してください。

- ① 「令和 5 年度山形県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者の開催について」  
<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h26sabikankensyu.html>  
「実践研修」「申込方法」にある URL リンクをクリックしてください。

または、

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」  
[https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action)  
「手続き一覧」の中から、「令和 5 年度山形県サービス管理責任者研修（実践研修）及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）受講申込」をクリックしてください。

- ② **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に

同意した場合、**同意する** をクリックしてください。

※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。

- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームの URL をお送りします。

※ この時入力したメールアドレス宛、受講可否通知等送付や、変更が生じた際連絡を行うため研修最終日まで使用することができるメールアドレスを入力してください。

※ 携帯会社のキャリアメールアドレスは受信容量が小さいため、使用しないでください。

※ 迷惑メール対策や URL リンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。

- ④ URL から申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。

※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。

※ システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。電子申請は早めに手続きしてください。

- ⑤ 申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けください。

【申込内容を確認する場合】「**申込内容の確認方法・申込内容の変更**」を参照してください。

トップページから **申込内容照会** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

(申込内容照会：[https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action))

【申込内容を変更する場合】

**申込内容照会** メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

**※注意事項※**

修正を行うには、処理状況が **[処理待ち]** もしくは **[返却中]** の申込に限られます。

申込期限後の修正はできませんので、御注意ください。

## 2. 5 ページ (4) の必要書類を受講申込書類送付先へ郵送してください。

受講を希望する方の所属長は、5 ページ (4) 必要書類を社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局あて提出してください。提出頂いた書類に関しては返却できません。

送付先：〒990-0057 山形市宮町一丁目 3-36  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

片方のみや書類不備の場合、申込みをしたと認められませんので御承知願います。

- (3) 申込締切日

電子申請：令和5年9月19日(火)17時00分まで手続き完了

必要書類郵送：令和5年9月19日(火)【当日消印有効】

※ 電子申請はそれ以降のアクセスは一切できません。また、期限を過ぎてからのお申し込みは全て無効となります。時間に余裕をもってお申し込みください。

※ 締切を過ぎたお申込みは、いかなる事情があっても受付しませんので御注意ください。

#### (4) 必要書類等

##### ◆ サービス管理責任者（実践研修）申込の方

令和5年度山形県サービス管理責任者研修（実践研修）及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）申込に係る**サービス管理責任者実務経験証明書**（別紙1）

##### ◆ 児童発達支援管理責任者（実践研修）申込の方

令和5年度山形県サービス管理責任者研修（実践研修）及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）申込に係る**児童発達支援管理責任者実務経験証明書**（別紙2）

##### ◆ 6月以上のOJTによる緩和措置に基づいた申込の方

###### ① 該当する実務経験証明書

- ・ 令和5年度山形県サービス管理責任者研修（実践研修）及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）申込に係る**サービス管理責任者実務経験証明書（実務経験6月以上2年未満）**（別紙3）
- ・ 令和5年度山形県サービス管理責任者研修（実践研修）及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）申込に係る**児童発達支援管理責任者実務経験証明書（実務経験6月以上2年未満）**（別紙4）

※ 過去の基礎研修受講時の申込書類と照らし合わせ確認しますが、相違ないように記入してください。

###### ② 保有する資格の写し（該当者のみ）

###### ③ 指定権者への届出書類の写し

※ 申し込まれる方は、事前に指定権者に「個別支援計画原案作成の業務に関する届出書」を必ず御提出ください。提出が無い場合は受講を認められませんので御承知おきください。

##### ◆ （山形県外で相談支援従事者研修（講義部分）、基礎研修修了者の場合）

修了証書の写し

(5) 受講可否の決定通知は、令和5年10月上旬にメールで通知する予定です。ただし、応募及び選考状況により遅れる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

（申込み時に記入したアドレス宛に送付します。郵送による通知は行いません。）

なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

(6) 受講の決定を受けた方は、必ず全日程の4日間出席くださるようお願いいたします。

地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。

**遅刻及び早退した場合は修了と認められませんので御注意ください。**

## 9 修了証書

全科目（講義、演習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合（研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用等を含む）
- ◇ 定められた期日に課題等の提出がない場合、課題等の取組が不十分な場合
- ◇ 研修内容の理解に欠け、獲得目標水準に達することが著しく困難と判断される場合
- ◇ 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、修了証書交付後であっても受講を取り消す場合があります。

- ※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として必要な経歴等を証明するものではありませんので御留意ください。
- ※ 修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。研修を修了したことを証明する書類が必要な場合には「修了証明書」を発行します。

## 10 その他

- (1) 研修の受講料として 10,000 円を申し受けます。(徴収方法は受講決定時に連絡します。)なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 旅費等の研修にかかる費用は、各所属において負担してください。
- (3) 会場については、駐車スペースに限りがありますので可能な限り公共交通機関を利用されるか、乗り合わせに御協力いただきますようお願いいたします。
- (4) 受講者に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、履修状況管理、研修修了後の修了証書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用させていただきます。また、指定権者と受講申込内容や修了可否の状況等を共有する場合がありますので御了承ください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症による重症化リスクが高い方への感染防止のため受講の際にはマスク着用等の御協力をお願いします。研修実施中は適宜会場内の換気を行いますので、各自上着、ひざ掛け等で温度調整をお願いします。なお、今後の国の動向等により対応等に変更がある際には、受講決定時にお知らせします。
- (6) 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、受講決定や修了を取り消す場合があります。
- (7) なお、この研修の開催に際し変更があった場合には下記 URL に掲載しますので適宜御確認ください。  
<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h26sabikankensyu.html>
- (8) この研修に関する問い合わせ、申込みは下記にお願いします。

《受講申込先 受講申込（事前課題、受講料の振込等）に関する問い合わせ》

〒990-0057 山形市宮町一丁目 3-36

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

TEL 023-623-9127 FAX 023-623-9123

《電子申請、研修制度（資格要件等）に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111

《サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験について》

事業所所在地の指定権者へ直接お問い合わせください。